



令和4年第3回総会

会 議 録

期 日 令和4年3月29日
場 所 枕崎市妙見センター

枕崎市農業委員会

令和4年第3回枕崎市農業委員会総会

会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日 令和4年3月29日（火）

2. 議事日程

| 日程番号 | 議案番号 | 件 名 |
|------|------|-------------------------|
| 1 | | 会期について |
| 2 | 14 | 農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について |
| 3 | 15 | 農地法第3条許可申請について |
| 4 | 16 | 農地法第5条許可申請について |
| 5 | 17 | 農用地利用集積計画の調整について |
| 6 | 18 | 職員の人事異動について |

3. 会議日程

| 月 日 | 時 間 | 内 容 |
|-------|---------|---------------------|
| 3月29日 | 午前9時30分 | 1. 開 会 |
| | | 2. 会議録署名委員の指名 |
| | | 3. 開 議 |
| | | 4. 会期について 日程第1号 |
| | | 5. 議案上程 日程第2号～日程第6号 |
| | | 6. 提案理由の説明, 質疑 |
| | | 7. 討論, 表決 |
| | | 8. 閉 会 |
| | | 9. 全員協議会 |

本日の出席委員は次のとおり

| 役職名 | 議席番号 | 委員氏名 | 委員・推進委員別 |
|------|------|-------|-------------|
| 会長 | 1番 | 天達範隆 | 農業委員 |
| | 2番 | 原田克子 | 農業委員 |
| | 3番 | 水野正子 | 農業委員 |
| | 4番 | 篠原正 | 農業委員 |
| | 5番 | 今給黎龍浪 | 農業委員 |
| | 6番 | 白澤千恵子 | 農業委員 |
| | 7番 | 眞茅文男 | 農業委員 |
| | 8番 | 俵積田広昭 | 農業委員 |
| 会長代理 | 10番 | 畑野真人 | 農業委員 |
| | 11番 | 中原敬彦 | 農地利用最適化推進委員 |
| | 12番 | 俵積田正康 | 農地利用最適化推進委員 |
| | 13番 | 有村貞雄 | 農地利用最適化推進委員 |
| | 14番 | 桑原和英 | 農地利用最適化推進委員 |

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 駒水孝広
主幹兼農地係長 永江靖博
農地係参事補 前原光博

午前 9 時 3 0 分 開会

議長 令和4年第3回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員13名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。5番今給黎委員、6番白澤委員をお願いいたします。

日程第1号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第2号議案第14号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号83号から91号までの合意解約は、利用権設定を受けた者〇〇〇〇〇さんほか6名、利用権設定をした者〇〇〇〇〇さんほか8名です。

解約面積は畑が18筆で27,119㎡です。

以上は農地法第18条第6項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号83号から91号については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第3号農地法第3条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は4件で所有権の移転に関する申請です。

[整理番号3号]

整理番号3号の申請地は、まかや町〇〇番、畑、5,342㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、87歳、まかや町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、54歳、まかや町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の農地拡大ということでもあります。

整理番号3号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号3号の申請地については4・5ページに掲載してあります。

申請地は、南方園敷地より北西側〇〇mの畑かん地区内に位置します。

[整理番号4号]

整理番号4号の申請地は、別府西町〇〇番、畑、710㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、86歳、東京都にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、会社員兼農業、48歳、別府西町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の規模拡大ということでもあります。

整理番号4号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号4号の申請地については7・8ページに掲載してあります。

申請地は、広域農道沿い瀬戸茶生産組合茶工場より北東側約〇〇mの畑かん地区内に位置します。

[整理番号5号]

整理番号5号の申請地は、別府西町〇〇番、畑、1,181㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、72歳、東京都にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、板金塗装業兼農業、67歳、別府東町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与、譲受人の受贈ということでもあります。

譲渡人は譲受人の兄であります。

整理番号5号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号5号の申請地については10・11ページに掲載してあります。

申請地は、広域農道沿い南さつま農協農業機械センターより西側約〇〇mの畑かん地区内に位置します。

[整理番号6号]

整理番号6号の申請地は、道野町〇〇番、畑、485㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、91歳、鹿籠麓町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、団体職員兼農業、58歳、鹿籠麓町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の農地拡大ということでもあります。

整理番号6号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号6号の申請地については17・18ページに掲載してあります。

申請地は、道野公民館より南東側約〇〇mの基盤整備地区内に位置します。

整理番号3から6号においては、いづれも、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えること

から許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号3号について、真茅委員をお願いします。

7番（真茅委員）整理番号3号について報告いたします。

申請地は事務局の説明のとおりで、畑かん地区の十六工区内に位置しています。

3月13日に譲受人の立ち会いのもと現地調査を行いました。

現況としましては、東側、南側、西側は道路、北側は譲受人の茶畑です。

現在茶が植えてあります。

譲渡人は現在高齢のため、離農しております。

そして譲受人はお茶を専門とする専業農家です。

令和元年頃より、譲受人が耕作しており、今回に至ったとのことでした。

取得後も、茶園として、現在同様の営農を行う計画で、権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、また後継者もおり、問題のない申請ではないかと思われま

す。

以上報告を終わります。

議長 次に整理番号4号について、俵積田広昭委員をお願いします。

8番（俵積田広昭委員）整理番号4号について報告いたします。

3月13日に譲受人の立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は俵積田集落に居住する兼業農家で、妻と農業に従事しております。

位置関係は事務局のとおりです。

北側は茶畑、東側は市道、西側及び南側は畑で、現在、甘しょ掘り取り後の畑となっています。

取得後は、これまで同様の営農を行う計画で、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま

す。

以上報告を終わります。

議長 次に整理番号5号について、俵積田正康委員をお願いします。

12番（俵積田正康委員）整理番号5号について報告いたします。

3月14日に譲受人の立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は俵積田集落に居住し板金塗装業兼農業で、休業日を利用して、甘しょ等を栽培しており、妻と農業に従事しております。

譲渡人は譲受人の兄であり、譲渡人は福岡県へ移住しています。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地周辺は東側は市道、西側、南側、北側は畑です。

現在譲受人が甘しょ畑として管理されています。

権利取得後も、これまで同様の営農を行う計画で、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま。

以上報告を終わります。

議長 次に整理番号6号について、有村委員お願いします。

13番（有村委員）整理番号3号について報告いたします。

3月13日に譲受人の立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は岩崎集落に居住する兼業農家です。

位置関係は事務局のとおりです。

北側は甘しょ畑、東側は市道、南側は保全管理された畑、西側は遊休農地で、現在、甘しょ、野菜畑となっています。

取得後も、菜園畑として周囲と一体となった営農を行う計画で、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

議長 ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号農地法第3条許可申請の整理番号3号から6号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第4号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は4件で、所有権の移転に関する申請が3件、使用貸借権の設定が1件です。

〔整理番号6号〕

整理番号6号の申請地は桜山町〇〇番、田、439㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん、公務員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、会社員です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在借家住まいであるが、手狭になったため、自己の住宅を建築するため。」とのこと。

申請地は17・18ページに掲載してあります。

桜山小学校から東側約〇〇mに位置しています。

農地の区分は孤立した農地であり、農業公共投資の対象となっていない

3. 3ha の小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第2種農地と判断します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずにやむを得ず申請地を住宅建築の候補地としており、致し方のない申請ではないかと思われま

す。転用目的は、一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。計画内容は居宅1棟の建築です。

計画面積は439㎡で問題のないものと思われま

す。一般住宅への転用にあたり、50cmの盛土をおこないますが、ブロック積を施します。

建物は高さは5.0mの平屋であり、北側農地境界より2.0m控えて建築しま

す。西側の通路は個人所有であることから、通行、排水管の設置について、所有者からの承諾は、得ているとのこと

です。申請地の東側に水田への用水路が設置されており、城ノ下水利用理組合より、境界から控えて壁を設置すること、周囲農地に迷惑をかけないこと、生活排水については、南側国道の側溝へ排水すること、などの意見書兼申請人による確約書が添付されてお

ります。また、北側及び南側の隣接する農地について、境界確定は作業中ですが、所有者は住宅建築の了承はされているところ

です。なお、申請人らより、周囲農地へ影響を及ぼすものでないこと、事業計画どおりに必ず達成すること、何らかのトラブルが出た際は、納得のいくまで説明し、他に迷惑をかけることはないこと、など理由書が添付されてお

ります。そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

[整理番号7号]

整理番号7号の申請地は立神北町〇〇番、畑、274㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん、会社員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、無職です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在借家住まいであるが、手狭になったため、自己の住宅を建築するため。」とのこと

です。申請地は20ページに掲載してあります。

枕崎南海自動車学校より西側〇〇mに位置します。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第1種中高層住居専用地域の用途指定がされており第3種農地と判断しま

す。転用目的は一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えま

す。計画面積は278㎡で問題のないものと思われま

す。一般住宅への転用にあたり、境界にはブロック積みを施してありま

す。建物は、高さ5.0mの平屋であり、境界から12m控えて建築しま

す。そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

[整理番号 8 号]

整理番号 8 号の申請地は大塚中町〇〇番〇，畑，420 m²外 1 筆，合計 566 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さん，会社役員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，農業，他 1 名です。

転用目的は貸駐車場です。

申請事由は，「申請人が会社役員を務める介護事業所の来客及び職員用駐車場として，申請地を取得して，貸し付けるため。」とのことです。

申請地は 22 ページに掲載してあります。

サン・フレッシュ枕崎より南西側へ〇〇mに位置します。

農地の区分は集団性が 10ha 以上の第 1 種農地と判断されますが，申請地周辺には住宅が点在しており，申請地の概ね 50m以内に既存住宅が 3 戸以上存在するため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが，適地が見つからずにやむを得ず申請地を貸駐車場の候補地としており，致し方のない申請ではないかと思われます。

転用目的は，貸駐車場で，農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 566 m²で問題のないものと思われます。

計画内容は，来客及び職員用の軽自動車 6 台分の駐車場としての利用です。

転用にあたり，20cmの盛土をおこないますが，北側及び東側農地境界にはブロック積を施し，周辺土地へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

境界より 3.0m以上控えて設置し，工作物を建築しないため周辺農地への日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

雨水については，敷地内に側溝を設け，北側市道側溝へ放流します。

そのほか被害防除計画，資金調達計画も適正であります。

[整理番号 9 号]

整理番号 9 号の申請地は塩屋南町〇〇番〇，畑，397 m²です。

借人は〇〇〇〇さん，消防士です。

貸人は〇〇〇〇さん，会社員です。

使用貸借権の設定です。

貸人は借人の父です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は，「現在借家住まいであるが，手狭になったため，父の土地を借り受けて，自己の住宅を建築するため。」とのことです。

申請地は 24 ページに掲載してあります。

火之神町，立秋水産の北東側〇〇mに位置します。

農地の区分は都市計画用途指定地域から 500m以内に位置する孤立した農地で「市街地近接農地」に該当し，第 2 種農地と判断します。

代替地も検討しましたが，適地が見つからずにやむを得ず申請地を住宅建築

の候補地としており、致し方のない申請ではないかと思われます。

転用目的は、一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 397 m²で問題のないものと思われます。

一般住宅への転用にあたり、一筆の土地を 2 筆に分筆し、50cm 盛土をおこないますが、境界は周囲にブロック積みを施します。

建物は高さ 5.7m の平屋であり、農地境界より 1.6m 以上控えて建築します。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号 6 号及び 7 号の 2 件について、今給黎委員をお願いします。

5 番（今給黎委員） 3 月 1 7 日に眞茅農業委員、有村推進委員、事務局の前原さんと現地調査を行いました。

整理番号 6 号について報告いたします。

立会人は申請人代理の〇〇〇〇行政書士です。

転用目的は一般住宅です。

6 号の申請地は、説明にありましたとおり、桜山町に位置する小集団の農地で、現在、不耕作の田です。

申請地北側は一部、家庭菜園で申請地内まで耕作されており、南側は保全管理された田、東側は水路、西側は通路です。

敷地周辺は、50cm の盛土をおこないますが、ブロックを設置し、周辺農地への土砂雨水の流出を防止します。

建物は平屋であり、農地境界より控えて建築し、日照通風等支障を及ぼしません。

雨水については、西側通路に排水管を埋設し、南側・国道 225 沿いの側溝へ放流する計画です。

生活排水は合併浄化槽で処理後、東側通路に排水管を埋設し、南側・国道側溝に排水する予定です。なお、通行及び排水管の設置について、所有者から承諾は、得ているとのことでした。

申請地の東側に水田への用水路について、水利用組合より、境界から控えて設置すること、排水については、南側国道の側溝へ排水すること、などの意見書が提出されております。

なお、現地については、南側の土地所有者から事情を聴きましたところ、周辺を土地造成した時の不満はあるようでしたが、住宅建築について承諾はしているとのことでした。

境界の確定作業など、まだ、作業中ではありますが、万が一、何らかのトラブルが出た際は、申請人らが、納得いくまで説明するとの書類も出されており、転用するにあたり、やむを得ない申請ではないかと思われます。

整理番号 7 号について報告いたします。

立会人は申請人代理の〇〇〇〇行政書士です。

転用目的は一般住宅です。

7号の申請地は、説明にありましたとおり、立神北町に位置する農地で、現在、保全管理された畑です。

申請地の北側は道路、東側は市道、西側は2戸隣接した住宅、南側は倉庫です。

境界にはブロック積みを施してあり、周辺農地への土砂雨水の流出を防止します。

建物は、平屋であり、境界から控えて建築し、日照通風等支障を及ぼしません。

雨水は、東側の市道の側溝へ、生活排水は公共下水道に放流の予定です。

なお、西側の隣接する住宅2戸については口頭で同意をもらうよう当日指導したところです。

被害防除策も添付されており、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。以上報告をおわります。

議長 次に、整理番号8号及び9号の2件について、眞茅委員お願いします。

7番（眞茅委員）3月17日に今給黎農業委員、桑原推進委員、事務局の前原さんと現地調査を行いました。

立会人は申請人の〇〇〇〇さんです。

場所は事務局の説明の通りです。

現況としましては不耕作の農地です。

申請地北側及び西側は道路、南側、東側は分筆された農地です。

転用目的は、分筆された農地を取得し、自身の経営する会社の駐車場として貸し出すとの事です。

農地境界にはブロック積を施し、分筆された農地への土砂雨水の流出を防ぎますとのこと。

又、側溝を入れるとの事でしたので、境界に沿ってブロック積を入れるよう助言指導しました。そして北側の市道側溝へ流すようにするとのことでした。

被害防除計画書及び誓約書等も添付されており、又、周辺農地への日照通風等の問題もなく、問題のない申請ではないかと思われま

す。整理番号9号について報告いたします。

調査日、調査員は同じです。

立会人は申請人の父親です。

転用目的は一般住宅です。

場所は同じく事務局の説明のとおりです。

現況としましては、不耕作の農地です。

北側は保全管理された農地と住宅、東側は分筆された農地、南側は樹園地と宅地、西側は道路です。

境界にはブロック積みを施し、雨水の流出を防止します。
生活排水は合併浄化槽で処理後、西側側溝へ流すとの事です。
なお、残された農地については、保全管理で対応したいとのことです。
又、被害防除計画書及び誓約書等も添付されており、周辺農地への日照通風等も問題のなく、問題のない申請ではないかと思われます。
以上報告をおわります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。
(質疑なしと呼ぶものあり)

議長 ないようですので、質疑・意見を終結いたします。
お諮りいたします。

日程第4号農地法第5条許可申請の整理番号6号から9号の4件については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。
(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第16号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
次に、日程第5号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。
議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第5号議案第17号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。
大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。
整理番号37号から51-2号まで利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外14名、
利用権設定をする者〇〇〇〇さん外26名で設定面積は、田が9筆4,198㎡、
畑が29筆で23,500㎡、樹園地が30筆で39,987㎡です。

次に所有権移転です。

整理番号2号、譲渡人は岡山県にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は別府東町にお住いの〇〇〇〇さんです。

経営規模拡大に伴う贈与による所有権移転です。移転面積は2筆で1,785㎡です。

整理番号3号、譲渡人は札幌市にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は寿町にお住いの〇〇〇〇さんです。

経営規模拡大に伴う売買による所有権移転です。移転面積は582㎡です。

売買価格は、畝当たり約43,000円です。

以上の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。
(質疑なしと呼ぶものあり)

議長 ないようですので、質疑・意見を終結いたします。
お諮りいたします。

日程第5号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号37号

から51の2号まで、並びに所有権移転の整理番号2号及び3号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第17号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第17号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

次に、日程第6号職員の人事異動についてを議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局 日程第6号議案第18号職員の人事異動について説明いたします。

別紙の議案書をごらんください。

去る3月25日に、市職員の令和4年4月1日付人事異動の内示がありました。

今回の内示では、農業委員会事務局長兼農業振興係長駒水孝広が3月31日付で市長事務部局へ出向し、退職いたします。

その後任につきましては、事務局長兼農業振興係長として、農地係長の永江靖博さんが任命されることとなっています。

その後任につきましては、教育委員会事務局教育総務課より加治屋昭男さんが農業委員会事務局農地係長として任命されることとなっています。

農業委員会事務局職員の任免については、農業委員会等に関する法律第26条第3項及び枕崎市農業委員会事務局設置規則第6条に、『職員は、農業委員会が任免する』と規定されておりますことから、今回の人事異動に当たって、農業委員会の議決を得ようとするものです。

以上でございます。

議長 お諮りいたします。

日程第6号職員の人事異動については提案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第18号は、提案のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

午前 10時00分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 天達 範隆

会議録署名委員 今給黎 龍浪

会議録署名委員 白澤 千恵子
